別表第二号一⑶アの表中

○	○							15注○	○	○	○	○	備設線無の一十二の号一十第項一第条二第
16注○	○								○	○	○	○	備設線無の二十二の号一十第項一第条二第
○	○							15注○	○	○	○	○	備設線無の三十二の号一十第項一第条二第
16注○	○								○	○	○	○	備設線無の四十二の号一十第項一第条二第

を

○	○							15注○	○	○	○	○	備設線無の一十二の号一十第項一第条二第
	17注○								○	○	○	○	備設線無の二の一十二の号一十第項一第条二第
16注○	○								○	○	○	○	備設線無の二十二の号一十第項一第条二第
	○								○	○	○	○	備設線無の三十二の号一十第項一第条二第
	○								○	○	○	○	備設線無の四十二の号一十第項一第条二第

に改め、同表の注16中「、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備（基地局と通信を行うものに限る。）」を削り、同表の注17中「第四十九条の六第二項に規定する無線設備」の下に「（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）」を、「第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備」の下に「、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）」を加え、「（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）」を削る。

											○	
											○	
											○	
											○	

											○	
											○	
											○	
											○	
											○	

別表第二号第一の注3⑵中「第2条第1項第11号の19」の次に「又は第11号の21」を加え、同注3⑷中「第2条第1項第11号の19」の次に「若しくは第11号の21」を、「第11号の20の3まで」の次に「若しくは第11号の22から第11号の24まで」を加え、「カまで」を「キまで」に改め、同⑷に次のように加える。

キ　3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数帯

別表第二号第一の注8⑴中「第10号、第11号」を「第10号」に改め、「第11号の19」の次に「、第11号の21、第11号の21の2」を加える。